

平成30年3月28日

東京都生活衛生審議会

東京都知事
小池 百合子 様

東京都生活衛生審議会
会長 池田 耕一

平成29年度東京都生活衛生審議会諮問事項について（答申）

平成30年3月28日付29福保健環第1500号で諮問のあったことについて、

下記のとおり答申します。

記

諮問事項1 旅館業の施設の構造設備の基準及び必要な措置について（別紙1）

諮問事項2 浴槽水に必要な衛生の措置について（別紙2）

旅館業の施設の構造設備の基準及び必要な措置について（答申）

1 背 景

宿泊需要の拡大や宿泊ニーズの多様化を背景に、平成28年12月6日規制改革推進会議において、「旅館業規制の見直しに関する意見」が決定され、旅館業法に係る構造設備基準の規制全般について、最適かつ最小の規制とする見直しが提言された。これを受け、平成29年12月15日付で旅館業法の改正が公布され、平成30年1月31日付で旅館業法施行令及び旅館業法施行規則の改正が公布された。これらの改正は平成30年6月15日付で施行される。併せて構造設備基準などの目安を示した、都道府県が行う規定整備のための技術的助言「旅館業における衛生等管理要領」についても改正された。これらにより、旅館業の種別の変更や客室等の構造設備基準の大幅な見直しが行われる。このことから、都における旅館業法施行条例の構造設備の規定全般について、法令改正等の趣旨を鑑み、新たな宿泊形態に対応した基準への見直しを行うべきである。

2 旅館業の施設の構造設備の基準及び必要な措置のあり方

新たな宿泊形態への対応、宿泊施設の多様化、住民トラブルの防止及び都民ニーズ対応等の観点から、旅館業施設の構造設備及び衛生措置の基準等については、次のとおり見直すべきである。

（1）法令改正による旅館・ホテル営業施設の基準見直し

- ・ 法令等の改正により、ホテル営業と旅館営業が、旅館・ホテル営業に統合され、その構造設備基準は現行法旅館営業の基準に合わせたものとなる。このことから、条例においても同様の方向性で構造設備基準を見直すこととし、法令等の改正の趣旨を踏まえ、旅館営業では必置でない食堂・調理場の規定等を削除するべきである。
- ・ 玄関帳場（フロント）については、施行令改正により、ICTを活用した代替機能を有する設備が認められたことから、必置規定とせず、設置する場合の位置を示す規定へと見直すべきである。

（2）数値規定の見直し

現行では、炭酸ガス濃度、照度、便所数、共同洗面所数、客室の定員及び面積等、具体的数値基準が定められているが、法令等の改正趣旨を踏まえ、改正された国衛生等管理要領の規定に準じて、数値的な規制から定性的なものに改めるべきである。

（3）国衛生等管理要領からの措置規定の明文化

- ・ 感染症予防の観点から、国衛生等管理要領の規定に準じて、洗面所及び便所の手洗い設備には、石けん、ハンドソープ等を備える規定を設けるべきである。
- ・ 宿泊施設の多様化を考慮し、玄関帳場等の設置規定が適用されない簡易宿所営業

及び下宿営業については、緊急時における迅速な対応を可能とする体制を規定するべきである。

(4) 宿泊施設の多様化に対応する都独自規定

戸建て住宅や集合住宅の一室を活用するなど、新たな宿泊形態への対応及び住民トラブル防止の観点から、施設名称の掲示及び賃貸契約書や管理組合等の承諾書等の添付を新たに規定するべきである。

浴槽水に必要な衛生の措置について（答申）

1 背 景

都管内の旅館業及び浴場業における入浴者の衛生及び風紀の保持については、旅館業法、公衆浴場法及び構造設備基準等を定めた都条例に基づき指導等を行っている。

昨今、国が示す「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」において、循環浴槽水の消毒方法として、モノクロラミン消毒等の新たな知見が明記されたほか、浴槽の衛生管理の向上から、都が施設に対して実施する行政検査において、浴槽水中のレジオネラ属菌検出率は低減してきている状況である。このことを踏まえ、旅館業及び浴場業における浴槽水の衛生措置について見直すとともに、その他所要の見直しを行うべきである。

2 旅館業及び浴場業における浴槽水の衛生に必要な措置のあり方について

浴槽の衛生管理が向上していることや、他自治体の全国的な状況に鑑み、旅館業及び浴場業における衛生措置の基準については、次のとおり見直すべきである。

（1）浴槽水の換水頻度の見直し

現在、都では、浴槽水は毎日換水するよう規定している。一方、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府等多くの自治体においては、但書き等で循環ろ過を行っている等の浴槽について週1回の換水を認めており、また、公衆浴場における衛生等管理要領（平成15年2月14日付国通知）においても、『毎日完全に換水して浴槽を清掃すること。ただし、これにより難い場合にあっても、1週間に1回以上完全に換水して浴槽を清掃』と規定されている。浴場に起因するレジオネラ属菌の集団感染は、全国的に見ても、まれな事例であり、主な原因是、配管洗浄の未実施や不適切な浴槽水の消毒等である。

また、都保健所によるレジオネラ属菌行政検査での検出率は、平成25年以降、10%を下回って推移しており、レジオネラ属菌対策についての規定を追加した平成14年度の条例改正時に比べ20ポイント以上減少している。

これらのことから、湯量の少ない温泉利用施設や連日使用型循環浴槽といった浴槽にあっては、浴槽水の衛生は担保しつつ、週1回以上の換水を認めるべきである。

（2）浴槽水の消毒方法の見直し

現在、都では、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を0.4mg/L以上に保つよう規定し、これにより難い場合であっても、塩素系薬剤とその他の消毒方法の併用しか認めていない。平成27年3月31日付国通知「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」に、浴槽水の消毒方法として、アルカリ性等の環境でも消毒効果を発揮するモノクロラミンも使用できることが明記された。しかし、現行条例下でモノクロラミンを使用するためには遊離残留塩素と共存させなければならず、化学変化により塩素臭が発生する等の問題があった。このことから、結合残留塩素であるモノクロラミン等の単独使用が認められるよう、基準を見直すべきである。